

令和7年度「子どもホットライン」業務委託

公募型プロポーザル実施要領

この「企画提案募集要領」は、茨城県が実施する、「令和7年度『子どもホットライン』」の業務実施に当たり、委託事業者を公募し、プロポーザル方式により企画提案内容を審査し、委託する事業者を決定するものである。

1 委託業務名

令和7年度「子どもホットライン」業務委託

2 委託業務の概要

別添「令和7年度『子どもホットライン』業務委託仕様書（企画提案用）」（以下「企画提案仕様書」という。）のとおり

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 委託上限額

42,343,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※ 消費税及び地方消費税の税率は10%とする。

※ 本契約の契約締結にあたり、その契約額について、契約期間内に消費税及び地方消費税の税率が改定された場合は、茨城県と受託者との協議のうえ契約の変更を行い、改定後の税率により定めるものとする。

※ 当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり、契約金額ではないこと。

5 応募資格

次に掲げる要件全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(注) 地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規定第7条第2項（昭和47年7月20日告示69号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生法手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、令和 7 年度「24 時間子供 SOS ダイアル」業務委託契約書第 15 条に規定する反社会勢力及び反社会勢力と密接な関係を有していないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (6) 委託業務の実施にあたって必要時に現場へ職員の派遣を行い、速やかに調整等を行える者であること。
- (7) 今回の委託に際して、本事業に係る統制及びその他事務について、十分な執行体制がとれること。
- (8) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)から(5)までの要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(6)及び(7)の要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
 - ⑤ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - ⑥ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。
- (9) 1 提案者（共同企業体で事業を実施する場合は 1 共同企業体）につき、提案は 1 件であること。
- (10) 労働関係法令を遵守していること。
（労働関係法令の例）
 - ① 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
 - ② 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
 - ③ 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
 - ④ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
 - ⑤ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）
 - ⑥ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）等

6 応募方法

- (1) 募集要領及び仕様書の配付
 - ① 配付期間
令和 7 年 2 月 3 日（月）から令和 7 年 2 月 20 日（木）まで
 - ② 茨城県教育委員会ホームページ（お知らせ・募集）からダウンロード

(2) 質問の受付及び回答

「企画提案仕様書」等に関して疑義がある場合には、質問書【様式1】により、電子メールにて提出すること。なお、送信後は、電話にて茨城県側の受信を確認すること。

茨城県教育庁学校教育部義務教育課 生徒支援・いじめ対策推進室

電子メール：gikyo3@pref.ibaraki.lg.jp

電話：029-301-5229

① 受付期限

令和7年2月10日（月）正午（必着）

② 提出場所

※ 下記14 問合せ及び提出先参照

③ 回答方法

令和7年2月17日（月）までに、電子メールにて回答する。回答を受信した場合は、速やかに受信確認メールを送付すること。

(3) 企画提案書の提出

① 提出期限

令和7年2月20日（木）午後5時15分（必着）

② 提出場所

※ 下記14 問合せ及び提出先参照

③ 企画提案書の書類確認及び書類審査

令和7年2月21日（金）

※ 企画提案書の申請状況等により、書類審査を行うことがある。

④ 提出書類及び必要部数等

以下の書類を一式にまとめ、正本1部及び副本1部を作成し、合計2部を提出すること。なお、提出書類については、左端を仮綴じし（A4長辺側を穴開け）、インデックス等を付けるか、又は全ての書類に通し番号でページを付すこと。

ア 誓約書【様式2】

イ 企画提案応募申請書【様式3】

ウ 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）【任意様式】

エ 企画提案書等

(ア) 企画提案書【任意様式】

(イ) 会社等概要【様式4】

(ウ) 業務実績【様式5】

※ 業務実績は、可能な限り契約書の写し及び実績報告書又は成果物の写しを添付すること。ただし、実績報告書又は成果物の著作権及び所有権が企画提案事業者に属さない場合は、先方に確認のうえ、提出すること。

(エ) 経費見積書【様式6】

(オ) 定款、規約等

- (カ) その他、法人等の概要が分かる参考資料等
- ⑤ 提出方法
 - 持参又は郵送により提出
 - ※ 郵送の場合は、提出期限内必着の簡易書留郵便にすること。

7 企画提案書の作成方法

企画提案書は、原則A4版25頁以内とし、日本語により記述すること。

企画提案書には、別添「企画提案仕様書」の「6 委託業務の内容」を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。

- (1) 「子どもホットライン」業務に対する理解
- (2) 業務の実施体制及び危機管理体制
- (3) 従事者への教育・研修体制
- (4) 業務報告等の確実性及び情報管理の安全性
- (5) 業務実績に関すること

8 企画提案書の作成方法

- (1) 提出された企画提案書等により、提出者による各者15分程度のプレゼンテーションを実施する。
- (2) プレゼンテーションは、令和7年2月27日(木)に茨城県庁で行う予定である。募集締め切り後、提案者に対し、別途時間と県庁内の場所を連絡する。
- (3) 時間配分は、プレゼンテーション15分、質疑10分とする。
 - ※ あらかじめ提出した企画提案書に基づき説明すること。提出した企画提案書以外での説明は一切認めない。
- (4) プレゼンテーションは、ウェブ会議システムによる開催となる可能性もある。

9 公募スケジュール(予定)

- (1) 公募開始 令和7年2月3日(月)
- (2) 質問受付締切 令和7年2月10日(月)正午(必着)
- (3) 質問回答 令和7年2月17日(月)
- (4) 企画提案書の提出期限 令和7年2月20日(木)午後5時15分(必着)
- (5) 選定審査会(書類審査)
令和7年2月21日(金)
- (6) 選定審査会(プレゼンテーション審査) 令和7年2月27日(木)
- (7) 審査結果通知(優先交渉事業者の通知) 令和7年3月3日(月)
- (8) 委託契約(予定) 令和7年4月1日(火)

10 企画提案に係る留意事項

- (1) 企画提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差し替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された企画提案書等は返還しない。

- (2) 虚偽の記載又は予算額を超えた企画提案書等は、無効とする。
- (3) 応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (4) 参加に係る経費（企画提案書の作成に要する費用、企画提案に要する経費等）については、全て提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しない。
- (6) 採用された企画提案の実施にあたっては、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、契約担当者と受託者との協議の上で内容を変更することがある。

11 委託事業者の選定方法

(1) 選定方法

県が設置する選定委員会において、提出された企画提案書の内容等について審査を行い、本事業の優先交渉の順位を決定する。当該順位が第1位である事業者等と本事業の委託契約に関する協議を行い、協議が合意に至った場合は、当該事業者等と委託契約を締結する。

ただし、優先交渉順位第1位の事業者等との協議が合意に至らなかった場合は、次順位の事業者等と委託契約に関する協議を行うことにする。

(2) 評価規準

- ① 「子どもホットライン」業務に対する理解
- ② 業務の実施体制及び危機管理体制
- ③ 従事者への教育・研修体制
- ④ 業務報告等の確実性及び情報管理の安全性
- ⑤ 業務実績・費用の妥当性

12 結果の通知

選定結果は、全ての提案者に対して文書で通知する。

13 契約締結時の留意事項

(1) 契約締結の手続き

- ① 委託事業者を決定したときは、県は、あらためて業務仕様書を作成し、茨城県財務規則（令和5年規則第12号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで委託契約を締結し、契約書を交わすものとする。
- ② 委託契約の締結時に行う業務仕様書に関する協議において、企画提案内容の変更等を求めることがある。
- ③ 令和7年度「子どもホットライン」業務委託は、茨城県の令和7年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。よって、県議会において当初予算案が否決された場合

は、契約を締結しない、または変更することがある。

(2) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付する。

ただし、茨城県財務規則第138条第2項3号により免除する。

(3) 見積書

見積書に記載する金額は、見積もりした契約者希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とし、見積書には、電話相談の昼間と夜間・深夜対応の見積金額を分けて記載する。

14 問い合わせ及び提出先

〒310-8588

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁22階

茨城県教育庁学校教育部義務教育課

生徒支援・いじめ対策推進室

電話：029-301-5229 FAX：029-301-5239

E-mail: gikyo3@pref.ibaraki.lg.jp